

富士市議会議長

令和4年4月25日
富士市議会議員 小池義治

富士市議会基本条例第9条第3号の規定に基づく文書質問を、下記のとおり行いたいのでお願いします。

ふじかぐやの湯における利用規則について

4月21日16時11分に、富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟（ふじさんエコトピア・ふじかぐやの湯）の Facebook アカウントから、「ふじかぐやの湯利用規則が変わります」という投稿がされ、「入れ墨・タトゥー（シールを含む）を入れたお客様の利用について、テーピングやラッシュガード等を着用の上、露出がない状態をご利用いただくことといたしました。」と書かれている。このことについて、以下、質問する。

（1）利用規則の変更について、これは誰のどのような権限に基づく決定で、こういった拘束力を持つものであるか。また、利用規則とされるものの全文の開示を求める。

（2）米人気歌手のジャスティン・ビーバー氏や、サッカーブラジル代表のネイマール選手のように、顔や首筋までタトゥーがある人は、その露出を完全に隠すことができないと思われるが、その場合、入館を拒むのか。拒む場合、どのような法的根拠によるものか。拒まない場合、拒むかのように誤認される掲示は不適切と考えるが如何か。

（3）テーピングやラッシュガードで露出を隠せる程度の大きさのタトゥーを入れた人が、タトゥーは身体を使った（憲法で保障され得る）表現の自由として、隠すことを拒んだ場合、入館を拒むのか。拒む場合、どのような法的根拠によるものか。拒まない場合、拒むかのように誤認される掲示は不適切と考えるが如何か。

（4）地方自治法第244条には、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」、また「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」とあるが、多数が不快に思うことを理由として、一部の市民の公の施設の使用に関して制限しようとすることは、法令に照らして問題がないか。